

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について

(参考：令和2年3月31日基安発 0331 第2号厚生労働省労働基準局安全衛生部長要請)

1 職場における対策の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発生が行われる）という3つの条件が同時に重なる場を避け、各所属、各職員が、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組むことが必要であること。

このため、各職場においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を全ての職員に伝えとともに、職員も取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた一人一人の行動変容を心掛けることが重要であること。

2 大規模な感染拡大防止等に向けた対策について

以下の内容を参考に、各職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策を検討すること。

(1) 職場内での感染防止行動の徹底

(換気の徹底)

- ・ 職場の建物の窓が開閉可能な場合は、毎日定期的に、窓を全開して換気を行うこと。

(接触感染の防止)

- ・ 物品・機器等（例：電話、パソコン等）は、複数人での共用をできる限り回避すること。
- ・ 職場で職員が触れることがある物品・機器等について、こまめに消毒を実施すること。
- ・ せっけんによるこまめな手洗いを徹底すること。また、洗面台、トイレ等に手洗いの実施について掲示を行うこと。
- ・ 入手可能な場合には、感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを職場に備え付けて使用すること。
- ・ 来庁者に対し、感染防止措置への協力を要請すること。

(飛沫感染の防止)

- ・ 咳エチケットを徹底すること。
- ・ 風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いため、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫をすること。
- ・ 職場においては、人と人との間に十分な距離を保持（1メートル以上）すること。また、会話や発声時には、特に間隔を空ける（2メートル以上）こと。
- ・ WEB会議、電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等をできる限り回避すること。
- ・ 来庁者等との対面での接触や、これが避けられない場合は、距離（2メートル以上）を取る。また、業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、マスクを着用すること。
- ・ 昼休み等の休憩時間に幅を持たせて、職員食堂等の混雑を避ける措置を講じること。
- ・ その他密閉、密集、密接となるような施設の利用方法について検討すること。

(一般的な健康確保措置の徹底等)

- ・ 疲労の蓄積（易感染性）につながるおそれがある長時間の時間外労働等を避けること。
- ・ 一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行うこと。
- ・ 職場において、職員の日々の健康状態の把握に配慮すること。（例：風邪の症状含め体調を確認する等）

(2) 通勤・外勤に関する感染防止行動の徹底

(接触感染の防止)

- ・ 出勤・帰宅時、飲食前の手洗いや手指のアルコール消毒を徹底すること。

(飛沫感染の防止)

- ・ 咳エチケットを徹底すること。
- ・ 多くの人が公共交通機関に集中することを避ける、職場内の職員の密度を下げる等の観点から、時差通勤のほか、可能な場合には公共機関を利用しない方法（自転車、徒歩等）の積極的な活用を図ること。あわせて、適切な勤務時間管理、超過勤務の抑制にも留意すること。
- ・ 通勤時、外勤時の移動においては、電車等の車内換気に協力すること。
- ・ 通勤時、外勤時の移動で、電車、バス、タクシー等を利用する場合には、不必要な会話等を抑制すること。
- ・ 出張による移動を減らすため、WEB会議等を活用すること。

(3) テレワークの活用

- ・ 職場や通勤・外勤での感染防止のためのテレワークを活用すること。

3 風邪症状を呈する職員者への対応について

新型コロナウイルスに感染した場合、数日から14日程度の潜伏期間を経て発症するため、発症初期の症状は、発熱、咳など普通の風邪と見分けがつかない。このため、発熱、咳などの風邪症状がみられる職員については、

新型コロナウイルスに感染している可能性を考えた労務管理とすること。具体的には、次のような対応が考えられること。特に、①高齢者、②基礎疾患がある者、③免疫抑制状態にある者、④妊娠している者について配慮すること。

- ・ 発熱、咳などの風邪症状がみられる職員への休暇取得を勧奨すること。
- ・ 風邪の症状が出現した職員が医療機関を受診するため等やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は極力控えるよう注意喚起すること。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安（具体的な目安は以下を参照）」を職員に周知・徹底し、これに該当する場合には、帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、同センターから帰国者・接触者外来の受診を指示された場合には、その指示に従うよう促すこと。

「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」

次のいずれかに該当する場合には、「帰国者・接触者相談センター」に問い合わせる。

- ① 一般の方（②及び③以外の方）：
 - ・ 職員に風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。高齢者や基礎疾患等のある場合は2日程度続く場合）
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ② 高齢者を始め、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方：
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続く場合
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ③ 妊娠中の方：
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日以上続く場合
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

4 職員が新型コロナウイルスに感染した疑いがある等の対応について

- (1) 所属長は、職員自身又はその家族が新型コロナウイルスに感染した疑いがあると報告を受けた場合は、速やかにその旨を各局・区人事担当課を経由して人事課に報告し、対応を協議の上、当該職員に必要な指示を行うこと。感染が確認された場合、濃厚接触者とされた場合も同様とする。
- (2) 職員が感染した職場について、保健センターの指導の下、消毒を実施すること。
- (3) 職員が感染者等になったことをもって、不利益な取扱いや差別等を受けることがないように配慮すること。